



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代表者名 代表取締役社長 土屋忠博
(コード番号 6365 東証第 2 部)
問合せ先 取締役上席常務執行役員
管理本部長 山本 昇
(T E L 055-975-8221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 79 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の強化及び充実を図るため、取締役の員数を増員するものであります。
- (2) 役付取締役について、当社の現状の体制に合わせるための見直しを行うものであります。
- (3) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続して招聘できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設（変更案第 28 条）は、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

以上

<変更の内容>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第24条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>を定めることができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

以上